（国税徴収法の一部改正）

第六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「差押え」の下に「の手続及び効力発生時期」を加え、同条第三号中「第七十三条（電話加入権等の差押え）又は第七十三条の二（振替社債等の差押え）」を「第七十二条の二から第七十三条の二まで（特定電子移転財産権等の差押えの手続及び効力発生時期）」に改める。

第七十二条第一項中「がない財産」の下に「（当該財産に係る権利（権利の移転について登記を要するものを除く。）であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの（以下「特定電子移転財産権」という。）を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定電子移転財産権の差押えの手続及び効力発生時期）

第七十二条の二　特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）であつてこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができる。

2　前項の差押えの効力は、同項本文の規定により特定電子移転財産権が徴収職員の管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知がされた時に生ずる。

第七十三条第二項中「差押の」を「差押えの」に改め、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「第七十二条第三項及び第四項（特許権等の差押えの手続及び効力発生時期）」に、「差押に」を「差押えに」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「第七十二条第五項」に改め、同条第五項中「差し押えた債権の取立」を「差し押さえた債権の取立て」に改める。

第七十九条第一項第一号中「取消」を「取消し」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項に次の一号を加える。

四　差押えに係る不動産が売却され、かつ、当該不動産の差押えの解除について滞納者から財務省令で定めるところにより申出があつた場合において、次のいずれにも該当するとき。

イ　当該不動産の売却価額（当該売却価額が当該申出があつた時における当該不動産の時価に相当するものとして財務省令で定める価額を下回る場合にあつては、当該財務省令で定める価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額（ロ当該相当する額が当該差押えに係る国税の額を超える場合にあつては、当該差押えに係る国税の額）の国税の納付があつたとき。

ロ　国税の徴収上支障がないと認められるとき。

第八十条第一項中「差押」を「差押え」に改め、同条第二項中「の差押」を「の差押え」に、「掲げる手続」を「定める手続」に改め、同項第一号中「引渡」を「引渡し」に、「差押」を「差押え」に改め、同項に次の一号を加える。

三　特定電子移転財産権　滞納者の管理に移すこと。

第八十条第三項中「差押」を「差押え」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第四項中「の引渡」を「の引渡し」に、「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同項ただし書中「差押」を「差押え」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同項第一号中「取消」を「取消し」に、「責に」を「責めに」に、「差押」を「差押え」に改め、同項第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条第五項中「権利証書の取上げ」の規定により」を「電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）において」に、「差し押さえた自動車等の占有」を「自動車、建設機械又は小型船舶の差押え」に改める。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

（特定電子移転財産権の権利移転の手続）

第百二十二条の二　税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならない。

第百五十九条第一項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める。

第百八十七条の次に次の一条を加える。

第百八十七条の二　正当な理由がなく、第七十二条の二第一項ただし書（特定電子移転財産権の差押えの手続及び効力発生時期）の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十条第一項中「又は第百八十八条」を「から第百八十八条まで」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に、「第十款　その他の特例（第三十九条―第四十条の三の二）」を「第九款の二　特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等（第三十八条の二・第三十八条の三）　第十款　その他の特例（第三十九条―第四十条の三の二）」に改める。

第三条第一項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五　特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）においてその者（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなる法人（以下この号において「同族会社」という。）以外の法人（以下この号において「特定法人」という。）から支払を受けるもののうち、実質的に当該同族会社から支払を受けるものと認められる場合として政令で定める場合における当該対象者その他の政令で定める者が当該特定法人から支払を受けるもの

第九条の四の二第一項第一号中「募集が」の下に「公募（」を、「公募」の下に「をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法人税法第二条第二十九号ロ(2)に掲げる投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託（証券投資信託又は公募公社債等運用投資信託に該当するものを除く。）及びこれに類する同条第二十四項に規定する外国投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたもの

第九条の八中「第三十七条の十四第三十五項及び第三十六項」を「以下この条並びに第三十七条の十四第四十一項及び第四十五項」に改め、同条に次の三項を加える。

2　非課税口座及び第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第一号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び次項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき前項第三号に掲げる非課税口座内上場株式等の配当等については同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

3　前項の規定の適用があつた非課税口座内上場株式等の配当等についての第八条の五第一項の規定の適用については、同条第四項の規定にかかわらず、前項の契約不履行等事由が生じた時に支払があつたものとみなされた当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額ごとに行うものとする。

4　前項に定めるもののほか、第二項の規定により第一項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等につき同項の金融商品取引業者等が徴収した所得税の納付に関する事項その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。